

資料13 府内のごみ焼却施設（市町村設置）の排ガス中ダイオキシン類濃度

自治体名	施設名	炉番号	炉規模 (t/日)	排ガス中 ダイオキシン類濃度 (最新報告値) (ng-TEQ/m ³)	基準	
					ガイド ライン	法定恒久 対策基準 (平成14年12 月1日適用)
京 都 市	東北部クリーンセンター	1	350	0.000014	1	1
		2	350	0.000013	1	1
	西部クリーンセンター	1	300	0.24	1	1
		2	300	0.29	1	1
	南部クリーンセンター 第一工場	1	300	0.45	1	1
		2	300	0.37	1	1
	南部クリーンセンター 第二工場	1	200	0.095	1	1
		2	200	0.99	1	1
		3	200	0.45	1	1
	東部クリーンセンター	1	200	0.56	1	1
2		200	0.67	1	1	
3		200	0.021	1	1	
福 知 山 市	ごみ焼却施設	1	75	0.000015	0.1	1
		2	75	0.021	0.1	1
	動物焼却炉	1	1.2	0.38	5	10
舞 鶴 市	清掃事務所第1工場	1	40	11(共通煙道)	5	5
		2	40			
	清掃事務所第2工場	1	15	0.021(共通煙道)	5	10
		2	15			
綾 部 市	清 掃 工 場	1	20	1.5(共通煙道)	5	5
		2	20			
宮 津 市	清 掃 工 場	1	25	1.1	5	10
		2	25	0.037	5	10
亀 岡 市	桜塚クリーンセンター	1	40	0.48	5	5
		2	40	0.52	5	5
		3	40	0.73	5	5
京 田 辺 市	環境衛生センター 甘南備園	1	40	0.29	5	5
		2	40	0.31	5	5
峰 山 町	清 掃 セ ン タ ー	1	10	0.15	5	10
		2	10	-	5	10
乙 訓 環 境 衛 生 組 合	150t/日ごみ処理施設	1	75	0.073	0.5	5
		2	75	0.042	0.5	5
	80t/日ごみ処理施設	1	80	1.7	1	5
城 南 衛 生 管 理 組 合	長谷山清掃工場	1	200	2.2	1	1
		2	115	0.62	1	1
	折居清掃工場	1	115	1.7	1	1
相 楽 郡 西 部 塵 埃 処 理 組 合	打越台環境センター	1	30	0.00047	5	10
		2	30	0.00021	5	10
相 楽 郡 東 部 じ ん かい 処 理 組 合	相 楽 東 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	1	10	0.31	5	10
		2	10	0.11	5	10
船 井 郡 衛 生 管 理 組 合	京 都 中 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	1	23	0.2466(共通煙道)	5	5
		2	23			
与 謝 郡 塵 芥 処 理 組 合	与 謝 ク リ ー ン セ ン タ ー	1	20	3.1(共通煙道)	5	5
		2	20			

平成14年3月未までの測定値です。(ただし、京都市については、一部4月の測定値も含まれます。)

峰山町清掃センター第2炉は工事中のため、未測定です。

ガイドラインは、厚生省ガイドラインに基づく行政指導基準として、平成14年12月を目途に適合させるよう指導している基準であり、法定恒久対策基準は平成14年12月から適用される基準です。

測定時点で適用されている法的な基準値は全施設80ng-TEQ/Nm³です。